

第20号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の趣旨と内容

(1) 介護保険料基準額等の改定 資料1

今後さらなる高齢化が進むとともに、75歳以上の人口も増加すると予測しており、これに伴い、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加など、介護事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれること、また第一号被保険者の保険料負担割合が22%から23%へ変更となることから、条例第13条に規定する第七期(平成30～32年度)の第一号被保険者の介護保険料基準額等を改定する。

- ① 介護保険料基準額 年額67,200円(第六期から3,600円増額)
※月額5,600円(第六期から300円増額)
- ② 保険料段階を区分する基準所得金額の変更(第8・9・10段階)

(2) 介護保険料率算定の基準となる所得指標の見直し

介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として地方税法上の「合計所得金額」を用いている。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、東日本大震災等の被災地の防災集団移転促進事業や土地収用で土地を譲渡した場合、合計所得金額が増加し、翌年度の介護保険料が高額になることがある。

防災集団移転促進事業を行っている被災地よりこうした事態を解消するよう国への要望があり、算定基準の見直しが図られ、介護保険法施行令が改正されることとなった。

このため現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を除いた額を保険料段階の判定に用いることになり、区においても条例第13条に規定する合計所得金額の算定を同様に行うこととする。

2 施行期日 平成30年4月1日 新旧対照表 資料2

第七期 第一号被保険者保険料基準額等の変更について

第七期の介護保険料基準額等について

- 年額 67,200円（第六期から3,600円増額）
- 月額 5,600円（第六期から300円増額）
- 保険料段階を区分する基準所得金額の変更（介護保険法施行規則改正に準ずる）
 - ・第8段階－前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満 ⇒ 200万円未満
 - ・第9段階－前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満 ⇒ 200万円以上300万円未満
 - ・第10段階－前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満 ⇒ 300万円以上

国標準段階	国料率	段階	対象者	保険料率	保険料(月額) 下欄-六期との差	保険料(年額) 下欄-六期との差
1段階	0.5	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40 ※	2,240円	26,880円
		2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.40 ※	2,240円 +120円	26,880円 +1,440円
2段階	0.75	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	3,080円 +165円	36,960円 +1,980円
3段階	0.75	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	3,920円 +210円	47,040円 +2,520円
4段階	0.9	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	4,760円 +255円	57,120円 +3,060円
5段階	1.0	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,600円 +300円	67,200円 +3,600円
6段階	前段階に定める割合を超える割合で区が定める割合	7	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.05	5,880円 +315円	70,560円 +3,780円
7段階		8	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.20	6,720円 +360円	80,640円 +4,320円
8段階		9	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.40	7,840円 +420円	94,080円 +5,040円
9段階		10	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.65	9,240円 +495円	110,880円 +5,940円
		11	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95	10,920円 +585円	131,040円 +7,020円
		12	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の人	2.15	12,040円 +645円	144,480円 +7,740円
		13	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	13,160円 +705円	157,920円 +8,460円
		14	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	2.80	15,680円 +840円	188,160円 +10,080円

※第1段階および第2段階については、消費増税による低所得者の保険料軽減措置として、国基準額に乗じる割合で区が設定した保険料率0.45より0.05を減じ、実質の負担保険料率を0.40としている。

新旧対照表

○品川区介護保険制度に関する条例

新	旧
<p>(保健福祉事業)</p> <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>3万0,240円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>3万0,240円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万6,960円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万7,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万7,120円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万7,200円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万0,560円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(保健福祉事業)</p> <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の48に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>2万8,620円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>2万8,620円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万4,980円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万4,520円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万4,060円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万3,600円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>6万6,780円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>

新	旧
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万0,640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>7万6,320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>9万4,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>8万9,040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万0,880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>10万4,940円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>13万1,040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>12万4,020円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>14万4,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>13万6,740円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第</p>

新	旧
<p>39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>15万7,920円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>18万8,160円</u></p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の平成<u>30</u>年度から平成<u>32</u>年度までの各年度における保険料率は、<u>2万6,880円</u>とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>14万9,460円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>17万8,080円</u></p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の平成<u>27</u>年度から平成<u>29</u>年度までの各年度における保険料率は、<u>2万5,440円</u>とする。</p>